

## 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 改正内容

## (1) 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等（第15条関係）

令和2年度の税制改正に伴い、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされた。これに伴い、保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等における長期譲渡所得に関する特別控除を定める規定について所要の整備を行う。

⇒第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

## (2) 保険料率（第15条の4、第15条の12、第16条の4関係）

令和3年度保険料率の改定に伴い、関係条文を次のように改める。

## ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第15条の4）

- (ア) 所得割「7.14/100」を「7.13/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「64/100」を「65/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「39,900円」を「38,800円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「36/100」を「35/100」に改める。

## イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第15条の12）

- (ア) 所得割「2.29/100」を「2.41/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「64/100」を「65/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「12,900円」を「13,200円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「36/100」を「35/100」に改める。

## ウ 介護納付金賦課額の保険料率（第16条の4）

- (ア) 所得割「1.59/100」を「2.01/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「57/100」を「59/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「15,600円」を「17,000円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「43/100」を「41/100」に改める。

## (3) 保険料の減額（第19条の2関係）

## ア 減額となる対象の基準所得額（第19条の2第1号～第3号）

平成30年度税制改正による給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への振替（給与所得控除・公的年金等控除額の引き下げ、基礎控除額の引き上げ）の影響により保険料軽減措置に該当しにくくなることにならないよう、規定の整備を行う。

⇒ 第19条の2の各号中の「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等（給与所得控除を受ける者又は公的年金控除等控除を受ける者）の数が二以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

※上記の内容は、要旨を記載しているため、実際の条文の規定表現とは異なります。

**イ 減額する額（第19条の2第1号～第3号のイ・ロ・ハ）**

令和3年度保険料率（均等割額）の改定に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の被保険者均等割額から減額する額を改める。

⇒ **基礎賦課分（第19条の2第1号～第3号のイ）**

7割減額「27,930」円を「27,160円」に改める。

5割減額「19,950円」を「19,400円」に改める。

2割減額「7,980円」を「7,760円」に改める。

**後期高齢者支援金分（第19条の2第1号～第3号のロ）**

7割減額「9,030円」を「9,240円」に改める。

5割減額「6,450円」を「6,600円」に改める。

2割減額「2,580円」を「2,640円」に改める。

**介護納付金分（第19条の2第1号～第3号のハ）**

7割減額「10,920円」を「11,900円」に改める。

5割減額「7,800円」を「8,500円」に改める。

2割減額「3,120円」を「3,400円」に改める。

**（4）延滞金の割合の特例（付則第2条関係）**

令和2年度の税制改正に伴い、付則第2条に規定する延滞金の割合の特例に係る用語について、引用元となる税法において用語表現の見直しが行われたことから、これに合わせて規定の整備を行う。

**（5）公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例（付則第3条関係）**

公的年金等控除を受ける給与所得者等（65歳以上の者に限る）について、上記（3）のアの保険料軽減措置への影響を遮断するための所要の措置に係る規定の整備を行う。

⇒ 公的年金等所得に係る保険料の減額における賦課の特例に係る読み替え規定を定める付則第3条中の「1,100,000円」を「1,250,000円」に改める。

**（6）新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義（付則第8条関係）**

関連法の改正により、新型コロナウイルス感染症を定義していた引用元の法律条文が削除されることから、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に規定の整備を行う。

**2 施行期日等**

（1）施行日 令和3年4月1日（一部、公布の日から施行）

（2）経過措置

この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2、付則第2条及び付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付則第8条の規定は、公布の日から施行する。